

令和9年度

勝山市の保育園・こども園 入園申し込みのしおり



勝山市

こども課 子育て支援係 子育て相談係

Tel 0779-88-8771

(勝山市教育会館2階)

1 教育・保育施設を利用するには？

保育園、認定こども園の利用を希望される場合には、教育標準時間認定（1号認定）または保育認定（2・3号認定）を受ける必要があります。

支給認定区分	対象年齢	希望する教育・保育の形態	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	「保育を必要とする事由」不要 (夏休みなどの長期休業期間あり)	認定こども園(幼稚園機能)
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	「保育を必要とする事由」必要 ※保育の必要性の認定基準参照	保育園 認定こども園(保育園機能)
3号認定 (保育認定)	満3歳未満		

※「保育の必要な事由」…保育の必要性の認定基準参照(P3)

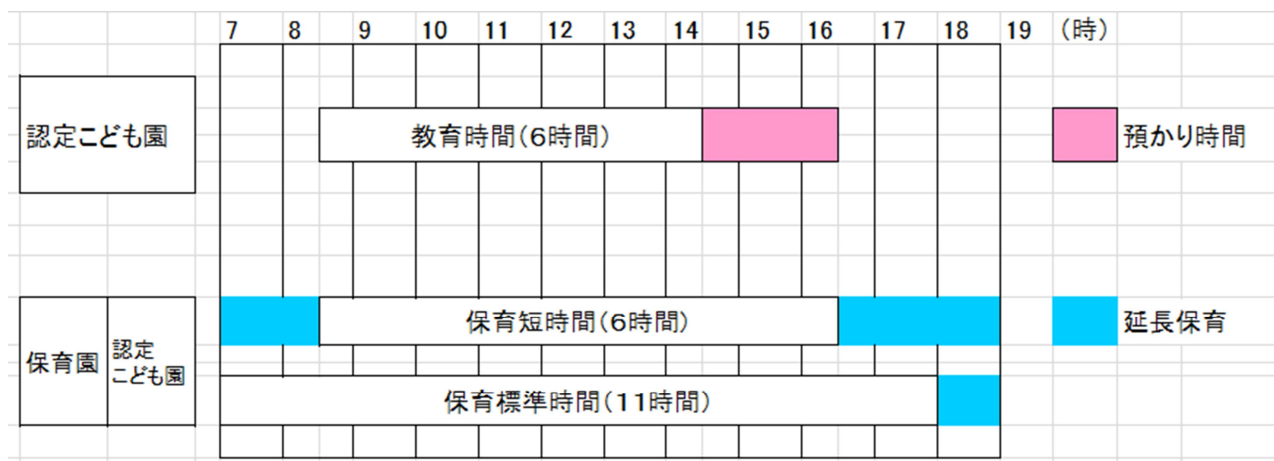
【保育の必要量】

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

保育の必要量に応じた区分	利用可能な保育時間
「保育標準時間」認定	1日最長 11時間
「保育短時間」認定	1日最長 8時間

※保育標準時間に該当する方でも「保育短時間」を希望することができます。

◆利用時間のイメージ



○認定こども園では、満3歳以上の教育認定（1号認定）と保育認定（2号認定）のお子さんが一緒に過ごします。

◆教育標準時間認定（1号認定）を受けるには？

支給認定申請書兼施設利用申込書をご提出いただきます。

◆保育認定（2・3号認定）を受けるには？

支給認定申請書兼施設利用申込書と、保育を必要とする事由を確認できる書類(P5をご覧ください)をご提出いただきます。

2 保育認定(2・3号認定)を受けるために“必要な事由”とは？

保育認定(2号認定又は3号認定)を受けることができるのは、両親いずれも(両親と別居している場合は児童の面倒を見ている者)が次のいずれかの事由に該当する場合です。

【保育の必要性の認定基準】

保育の必要性の事由	保育必要量	認定期間
(1) 就労 ・就労時間が月 48 時間以上 120 時間未満 ・就労時間が月 120 時間以上	保育短時間 保育標準時間	就労が継続している期間
(2) 妊娠・出産 出産予定日の 8 週前の属する月の初日から 出産後 8 週を経過する日の翌日が属する月の末日まで	保育標準時間	(左記事由のとおり)
(3) 疾病・障害 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること	保育標準時間	完治等により事由が解消するまで
(4) 親族の介護・看護 ・介護・看護時間が月 48 時間以上 120 時間未満 ・介護・看護時間が月 120 時間以上	保育短時間 保育標準時間	介護・看護を継続している間
(5) 災害復旧 震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっていること	保育標準時間	災害復旧に従事している間
(6) 求職活動 求職活動(起業の準備及び派遣者で就労先が未定の場合を含む)を継続的にやっていること(就労予定であること)	保育短時間	効力発生日(認定日)から 90 日目を迎える日が属する月の末日まで
(7) 就学・職業訓練 ・就学・職業訓練時間が月 48 時間以上 120 時間未満 ・就学・職業訓練時間が月 120 時間以上	保育短時間 保育標準時間	卒業・修了予定日まで
(8) 児童虐待やDV ・児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあること ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であること	保育標準時間	状況を確認し認定期間を定めます
(9) 育児休業 就労している者が育児休業を取得する場合	保育短時間	会社から認められている育児休業が終了する日の属する月の末日まで
(10) 下の子の育児 就労していない者が育児をする場合	保育短時間	下の子が満 1 歳に達する日が属する月の末日まで

3 預かり保育—延長保育・土曜保育・病児保育について

預かり保育（対象者：認定こども園を利用する1号認定の方）

「教育標準時間」終了後に最大で2時間利用できます。（別途利用料金が必要）また、長期休暇中、都合により児童を家庭で保育できない場合もお預かりしています。詳細については、直接こども園へお問い合わせください。

平日（14:30～16:30）：1回200円

長期休業期間中（8:30～16:30）：1日2,000円（半日1,000円）

延長保育（対象者：保育園、認定こども園を利用する2, 3号認定の方）

「保育標準時間」又は「保育短時間」の認定を受けた場合は、開園時間の範囲で保育時間の延長を利用することができます。（別途利用料金が必要）

30分まで：1回100円（月上限500円）

1時間まで：1回200円（月上限1,000円）

2時間まで：300円（月上限1,500円）

土曜保育（対象者：保育園、認定こども園を利用する2, 3号認定の方）

就労等の理由で 児童を家庭で保育できない場合に、児童を保育します。

利用を希望する場合は土曜保育希望票を入園している保育園等にご提出ください。

ただし、保育園等に入園していない児童は土曜保育を利用することはできません。

病児保育

病気などで教育・保育施設（保育園、こども園等、小学校）で過ごすことができない病気治療中又は、病気回復期のお子さんをお預かりし、仕事や家族の都合でお子さんの看病ができない代わりに、看護師や専門の保育士がお子さんの一日をしっかりと見守ります。

○ひかり病児保育園（クリニカ・デ・ふかや内 88-0288）利用料金：2,000円

対象者：生後2か月児から小学校6年生までのお子さん

開設時間：月から金曜日まで（土・日・祝日等を除く）午前8時30分から午後5時30分まで

体調不良児対応型病児保育

お子さんが登園後に発熱等の体調不良となった時に、看護師がお迎えまでしっかりと見守ります。

○上野こども園（89-2022）

対象者：上野こども園に入園しているお子さん

開設時間：月から金曜日まで（土・日・祝日等を除く）お子さんの利用時間に準じます。

※詳細については、直接病児保育園へお問い合わせください。

4 申込みに必要な書類について

すべての方に必要な書類

○支給認定(現況)申請書兼施設利用申込書(様式第1号) ※児童1人につき1部

○個人番号(マイナンバー)確認書 ※1世帯につき1部

児童の状況に応じて必要な書類

○入園する本人又は同居の親族等が障害者手帳の交付を受けている場合はその手帳の写し

◇保育を必要とする事由を証明する書類(保育園、またはこども園の保育認定を希望する場合)

保育の必要性		必要書類	注意事項
(1) 就労	家庭外就労	①就労(採用予定)証明書 (様式第2号)	就労先、就労時間等が変更のときは、変更届の提出が必要です
	家庭内就労 (自営・農業等)	①自営業等就労申告書 (様式第3号) ②実績を確認できる確定申告書(写)等	
(2) 妊娠・出産		①保育を必要としている事由申立書(様式第4号) ②母子手帳の写し(表紙と出産予定日記載ページ)	
(3) 疾病 障害	疾病	①保育を必要としている事由申立書(様式第4号) ②診断書	診断書には症状や治療見込及び療養に必要な期間の明記が必要です
	障害	①保育を必要としている事由申立書(様式第4号) ②診断書又は障害者手帳	
(4) 介護・看護		①保育を必要としている事由申立書(様式第4号) ②介護計画書又は診断書 (治療状況と介護・看護の必要性明記)等	
(5) 災害復旧		①保育を必要としている事由申立書(様式第4号) ②罹災証明書	
(6) 求職活動		①就労予定申立書 (様式第5号)	入園後、定期的に求職活動状況の提出が必要です
(7) 就学 職業訓練	就学	①保育を必要としている事由申立書(様式第4号) ②在学証明書又は学生証の写し ③就学の期間・日数・授業計画表等が分かる資料	
	職業訓練	①保育を必要としている事由申立書(様式第4号) ②職業訓練を受講していることが分かる ③訓練計画表等	
(8) 児童虐待DV		①保育を必要としている事由申立書(様式第4号) ②保護に関する証明等	
(9) 育児休業		①就労(採用予定)証明書 (様式第2号) ※育児期間明記のもの	
(10) 下の子の育児		①保育を必要としている事由申立書(様式第4号) ②母子手帳の写し(表紙と出生証明書記載ページ)	

保育を必要とする理由の変更や消滅について

入園後に保育を必要とする理由が変わった場合、有効期間や保育必要量も変わります。
変更があった場合、または理由がなくなった場合には、必ず、保育施設にお知らせいただくとともに
施設型給付費・地域型保育給付費等変更支給認定申請書をご提出ください。

認定による保育必要量の変更(標準時間⇄短時間)は**変更申請の翌月から適用**されます。

5 勝山市内教育・保育施設一覧

区分	名称	運営	所在地	電話	定員 (※1)		開園時間 (※2) (延長含む)	対象 年齢
					1 号	2・3号		
認定こども園	しろきこども園	私立	芳野町 2 丁目 3-19	88-3213	10	110	月～土 7:00～ 19:00	0～5 歳
	きたこども園		沢町 2 丁目 3-22	88-1557	5	55		
	上野こども園		荒土町別所 33-58-1	89-2022	10	60		
	ケイターこども園		元町 1 丁目 8-17	87-1857	6	80		
	中央こども園		栄町 2 丁目 7-6	88-0872	6	60		
	まつぶんこども園		旭町 1 丁目 1-56	69-1111	6	90		
	南こども園		元町 2 丁目 7-28	88-0850	6	70		
保育園	鹿谷保育園	私立	鹿谷町保田 99-31-2	89-2211	-	55		
	北郷わしのこ保育園		北郷町東野 28-45	89-3433	-	35		

※1 定員は変更になる場合があります。

※2 保護者の勤務等により、日曜・祝祭日に保育が必要な方は中央こども園で休日保育を利用できます。

※3 障害を持ったお子さんの入園についてもご相談ください。

6 保育料・副食費について

保育料は、完全無償化となっています。

※ただし、下記のとおり保育料の階層を決定しています。

(1) 保育料の階層について

保育料の階層は、保護者（父母）の市民税額により決定します。ただし、入園児童の父母が市民税非課税であって、父母以外の者と同居（世帯分離を含む）している場合は、父母以外の者を家計の主宰者と認定し、算定の対象とする場合があります。なお、算定にあたっては、令和9年4月から8月分は令和8年度の市民税額で決定します。

◆（参考）利用者負担額表 3 号認定

階層	定義	利用者負担額	令和6年9月～ 全ての階層で 無料
1	生活保護世帯	0 円	
2-1	市町村民税非課税世帯	0 円	
2-2			
3-1	市町村民税均等割課税及び 所得割課税額 48,600 円未満	12,500 円	
3-2			
4	所得割課税額 97,000 円未満	22,500 円	
5	所得割課税額 169,000 円未満	32,000 円	
6	所得割課税額 301,000 円未満	44,500 円	
7	所得割課税額 397,000 円未満	48,500 円	
8	所得割課税額 397,000 円以上	52,500 円	

(2) 保育園、認定こども園での副食費（おかず、おやつ代）は実質無料になります。

3歳以上児（1号認定の満3歳児含む）のすべての児童の主食（ご飯等）が月額800円、副食費（おかず、おやつ）が月額4,900円を上限として勝山市が補助をします。

1号：主食40円×日数（上限800円）副食245円×日数（上限4,900円）

Q & A

《入園に関すること》

■ 勝山市内のどこの施設にでも入園できますか？

勝山市に住所を有する生後8週から小学校就学前のお子さんであれば、市内のどこの保育園等にでも入園することができます。

※転入予定の方はお子さん、保護者ともに勝山市に住所を有する必要があります。

■ 希望する施設に入園できますか？

保育園等の大きさや保育士の数により定員が設けられていますので、定員を超える入園申し込みのある施設については、市が利用調整を行って、入園する施設が決まります。従って、希望の施設に入園できない場合もあります。申請書には必ず第2・第3希望も記入してください。

■ 現在、育児休業を取得していますが、職場復帰の前から入園することはできますか？

育児休業取得中の方は、慣らし保育期間を考慮し「職場復帰の2週間前」から入園することが可能です。

例）令和9年5月1日に職場復帰の場合・・・令和9年4月17日以降の入園が可能

なお、4月1日に職場復帰をされる方で、3月からの入所を希望される方は、年度が異なるため、入園する事が難しい場合があります。その際はこども課へご相談ください。

■ 4月当初以降の入園は出来ないのですか？

年度の途中でも入園可能です。

【途中入園の申請タイミング】

○保育の事由が就労の場合・・・入園日の3か月前～2週間前まで

○保育の事由が就労以外の場合・・・入園日の1か月前～2週間前まで

※申し込みは随時受け付けていますが、各施設の定員や保育士の数により入園できない場合もありますのでご注意ください。

■ 勝山市以外の保育園に入園することはできますか？

保護者の住所がある勝山市内の保育園等へ入園する事が原則ですが、保護者の勤務地の都合等で勝山市内の施設への送迎が難しい場合等は、市外の保育園等に入園することができます。ただし、勝山市と希望する施設のある自治体が入園に関して協議した上で、入園決定する事になりますので、希望する施設に入園できない場合もあります。事前にこども課にご相談ください。

■ 勝山市内に引っ越す予定ですが、転入する前でも申込みはできますか

入園申し込みは可能です。受付期間に住所が勝山市にない場合には、「現住所」「転入予定の住所・・・※」ともに申請書の該当欄に記入しお申込みください。教育・保育給付認定は転入後に行い、支給認定書等を交付します。

※転入予定の住所が分からない場合は、住所が分かったタイミングですぐにこども課に連絡して下さい。

■ 入園前・在園中に住所が変わってしまった場合どうすればいいですか？

市内間の住所変更であれば、こども課にお越し頂き、住所変更の書類を記入してください。
※在園児の場合は、園の方でも記入できます。

《保育時間に関すること》

■ 「保育短時間」で認定されましたが、どうしても時間内にお迎えにいけない日があったら、どうすればいいですか？

「保育短時間」の保育時間を過ぎて預かってほしい場合は、その保育園等が開園している時間までは預けることができますが、別途料金がかかります。

30分まで：1回 100円（月上限 500円） 1時間まで：1回 200円（月上限 1,000円）
2時間まで：300円（月上限 1,500円）

■ 「保育標準時間」の認定を受けられると思いますが、祖父母に送迎を協力してもらえるので、「保育短時間」利用でいいのですが、どうしたらいいですか？

保護者の希望により、「保育短時間」で認定することはできます。申込書の教育・保育給付認定の特例希望の有無にチェックを入れてください。

《その他》

■ 年度途中に1号認定(教育認定)から2・3号認定(保育認定)に変わることはできますか？

年度途中で、就労などにより家庭状況が変わった場合には、保育認定に変更することもできます。この場合は、1号認定から2・3号認定に変更しなければならないので、認定変更の手続きが必要です。また、定員の関係から希望する保育園・認定こども園に入園できない場合もあります。
なお、夏休みなどの長期休業期間だけの保育園入園は認められません。

■ 子どもが在園中に離婚(または婚姻)しましたが、手続きは必要ですか？

下記の書類を提出してください。

【離婚の場合】

- ・ 施設型給付費・地域型保育給付費等変更支給認定申請書

【婚姻の場合】

- ・ 施設型給付費・地域型保育給付費等変更支給認定申請書
- ・ 婚姻相手の就労証明書
- ・ 婚姻相手のマイナンバー